

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷に関する面談
2. 日時：令和4年3月9日 10時00分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全規制調整官、忠内安全管理調査官、齋藤企画調査官、大野主任  
安全審査官、千明主任安全審査官

実用炉監視部門

水野管理官補佐

柏崎刈羽原子力規制事務所

渡邊所長※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他2名

## 5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷に係るヒアリングを実施するに当たり、以下の点を踏まえ説明を行うことを東京電力ホールディングス株式会社に要請した。
  - ・杭の損傷状況についてのデータ整理を行い、考察の充実を図ること。
  - ・杭の損傷原因を特定するに当たっての要因の絞り込みに係る考え方、プロセスを説明すること。その説明に当たっては、杭の特異な損傷状態を念頭に、設計データ、施工データ等を網羅的に確認できるようにすること。
  - ・要因の絞り込みのプロセスに関して、東京電力が原因を特定する際に実施した解析的検証等の方針、方法、条件、結果についても妥当性を説明すること。その説明に当たっては、杭の損傷状況と解析的検証との関係についても考察すること。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：なし